

岡山海区漁業調整委員会指示令和6年度第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、笠岡地区海洋牧場海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和6年12月17日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

1 笠岡地区海洋牧場海域

次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ2直線、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 笠岡市白石島北東端

点イ 笠岡市高島字上浦4510番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

点ウ 笠岡市高島字小高島5342番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島5342番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点オ 点エから真方位260度 860メートルの点

点カ 笠岡市白石島小山山頂

2 保護区域

次に掲げる区域内においては水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次に掲げる点キ及び点クを結んだ直線、点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点キ 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識の位置

点ク 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ケ 笠岡市白石島弁天島島頂

点コ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

(2) 次に掲げる点サ、点シ、点ス、点セ及び点サの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点サ 北緯34度24分36秒、東経133度30分50秒の点

点シ 点サから真方位237度 150メートルの点

点ス 点シから真方位327度 200メートルの点

点セ 点サから真方位327度 200メートルの点

3 禁止する行為

(1) 船舶を使用する手釣及び竿釣^{さお}で水産動物の採捕を行う場合において、次に掲げる行為をすること。

ア 12月1日から翌年3月31日までの間、疑似餌針を使用すること。

イ 投錨するなどして船舶を固定して行うこと。ただし、7月1日から9月30日までの間における午前4時から正午までの間を除く。

(2) 小型機船底びき網漁業の操業を、次に掲げる点ア及び点ウを結んだ直線、点エ及び点ソを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第39条に規定する区域を除く。）において行うこと。

点ア 笠岡市白石島北東端

点ウ 笠岡市高島字小高島5342番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島5342番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ソ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

(3) 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕すること。

名 称	大 き さ
め ば る	全長 12センチメートル以下
か さ ご	全長 12センチメートル以下
ま だ い	全長 14センチメートル以下
く ろ だ い	全長 15センチメートル以下
き じ は た	全長 23センチメートル以下

4 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

5 指示の有効期間

令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

